
全国健康保険協会千葉支部 第105回評議会 (平成31年4月16日開催)

平成31年度千葉支部行動計画について

目次

- **（１）基盤的保険者機能について…………… P 2**
- **（２）戦略的保険者機能について…………… P 14**
- **（３）組織・運営体制関係について…………… P 31**
- **千葉支部基礎データ…………… P 37**

(1) 基盤的保険者機能について

【運営方針】

現金給付やレセプトの審査業務などの基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。

【重点事項】

- 業務グループ
 - 業務の標準化・簡素化・効率化の徹底 【(1)-1<P2>】
 - 現金給付の適正化の推進 【(1)-2<P2】
 - 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 【(1)-4<P3>】
 - あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 【(1)-5<P3>】
 - サービス水準の向上 【(1)-8<P4>】
 - 限度額適用認定証の利用促進 【(1)-9<P5>】
 - 被扶養者資格の再確認の徹底 【(1)-10<P5>】
- レセプトグループ
 - 効果的なレセプト点検の推進 【(1)-3<P2>】
 - 無資格受診等による債権の発生防止のための広報および保険証の回収強化 【(1)-6<P3>】
 - 積極的な債権回収業務の推進 【(1)-7<P4>】
- 企画総務グループ
 - 協会けんぽオンライン資格確認業務の利用率向上 【(1)-11<P5>】

事業計画

- 各種業務マニュアルや手順書等を遵守し、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 業務マニュアル、各種手順書に沿った統ルールによる事務処理を徹底するよう管理を徹底し、山崩し方式による事務処理を定着させる。
- 審査以外の事務を含めた業務量や処理時間を把握し、また個人毎の事務処理能力の把握・棚卸しを管理者が行う。
- 3か月毎のジョブローテーションやユニット内のOJTを通じて審査者のスキルアップ、確認者・決裁者のインストラクター能力を養成する。
- 業務プロセス・フローにおける無理・無駄の排除と生産性の向上を山崩し方式の構築を図るため支部内定例会議（毎月）を活用し支部一体となって体制づくりに取り組む。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手順書等を遵守した事務処理と管理の徹底（日々）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3か月毎のジョブローテーション	➡			➡			➡			➡		
支部内定例会議の開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 現金給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金のうち、不正受給が疑われる申請について重点的に審査を行う。また、傷病手当金と障害年金等の併給調整について確実に実施する。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 傷病手当金・出産手当金の不正請求防止のため審査を強化する。また、資格取得が疑われる申請については本部が抽出したデータを活用し重点的な審査を行う。
- 疑義が生じた案件については保険給付適正化会議（PT会議）で議論の上、事業主への立入検査を行う。
- 傷病手当金と障害年金や休業補償給付との併給調整を審査手順に基づき確実に行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
傷病手当金等の審査強化（日々）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
PT会議の開催（定期2回＋随時）				●						●		
傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施（日々）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

KPI（重要業績評価指標）

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。
※直近の実績（H30.12月時点）：1.1%、平成29年度実績：1.3%

行動計画

- 多部位かつ頻回施術にかかる申請について加入者に対する文書照会を実施する。また、本部が抽出したデータを活用した「部位ころがし」が疑われる支給記録に対する文書照会を強化する。
- 柔整審査委員会内に面接確認委員会を設置し、請求内容に不正または著しい不当がないかどうか確認するため施術管理者等に対し資料の提示及び閲覧を求め、面接を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
文書照会（毎月）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
本部データを活用した文書照会 （年2回）		➡							➡			
面接確認委員会による面接実施 《新規》					●				●			●

事業計画

- 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意書の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 受領委任制度の導入に伴い、文書による同意、再同意の確認を日々の審査において強化する。
- あはき療養費の事務処理手順書の発出後は手順書に沿った審査を徹底する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日々の審査の徹底	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- お客様満足度調査・お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等に迅速に対応しサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を勧奨する。

KPI（重要業績評価指標）

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ※直近の実績（H30.12月時点）：100.0%、平成29年度実績：99.97%
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を90.0%以上とする。 ※直近の実績（H30.12月時点）：89.0%、平成29年度実績：87.4%

行動計画

- サービススタンダード（SS）の達成を維持するため、管理者による進捗管理の徹底を図る。
- 申請書の郵送による提出を促すため、各種媒体での広報を実施する。また申請書送付依頼の際は、郵送で提出いただくよう返信用封筒を同封する。
- 支部別カルテを活用し、前年度の取り組みの効果検証・現状の課題を把握の上、サービス向上計画を作成し、改善に向けた取組を徹底する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
SS達成に向けた確認（日々）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
郵送化促進広報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 加入者の医療機関の窓口での負担軽減を図る限度額適用認定証の利用を促進する。具体的には、事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関に積極的な働きかけを行い、窓口申請書を配置していただける医療機関数を拡大し利用促進を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を90.3%以上とする
※直近の実績（H30.12月時点）：87.4%、平成29年度実績：88.0%

行動計画

- 医療機関の窓口での限度額適用認定証の促進協力を引き続き依頼し、申請書を配置していただける協力医療機関数を拡大する。
- 事業主や健康保険委員に対して研修会やチラシ、メルマガ等を利用した制度周知の広報を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協力医療機関数の拡大							文書 勧奨					
				利用状況 の把握								
限度額適用認定証の制度周知広報			●		●	●			●		●	

事業計画

- 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

KPI（重要業績評価指標）

- 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする。

行動計画

- 提出率向上のため、未提出事業所への勧奨を強化するとともに未送達事業所の調査による送達を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未送達事業所の調査	未定											
未提出事業所への勧奨	未定											

事業計画

- 医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検については、レセプト点検効果向上計画に基づきレセプト点検を確実に実施する。

《具体的な取組》

- ①自動点検マスタのメンテナンスを定期的に実施し精度を上げて点検業務の効率化を図る
- ②点検員のスキルアップのために、毎月2回の支部内の勉強会や外部講師等による点検研修を実施する。
- ③他支部の査定事例を収集し、自支部内の点検業務に活用する。
- ④支払基金との協議を前年度同様に毎月実施し、疑義事例の解消に努める。

KPI（重要業績評価指標）

- 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

※直近の実績（H31.3月時点）：0.45%、平成29年度実績：0.48%

行動計画

- レセプト点検効果向上計画の具体的な取組①～④を確実に実施する。また、毎月の点検結果（効果額等）を支部長まで報告する進捗会議を開催し、進捗状況から方針や手法の変更等が必要な項目は見直しを行い、PDCAサイクルを活用して効果向上を図っていく。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
勉強会（自動点検マスタ検討会含む）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
外部講師による研修										●	●	
支払基金との協議	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●

事業計画

- ① 日本年金機構で実施する催告の際に支部あての返信用封筒を同封することで保険証の早期回収を図る。さらに、日本年金機構での資格喪失処理後、2週間以内に支部から一次催告、一次催告から2週間後に二次催告を行い、保険証の早期回収を図る。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ② 納入告知書に同封する広報チラシや算定基礎届事務説明会等において、保険証の早期回収の重要性について事業所担当者へ周知する。
- ③ 返納金債権が多数発生する事業所及び関係団体へ文書・訪問・電話により、保険証の早期回収依頼を行う。
- ④ 資格喪失後受診の防止を周知するチラシを作成して特定健診受診券送付時に同封し、退職・扶養解除後は保険証を使用できないことについて加入者へ周知する。

KPI（重要業績評価指標）

- 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする。
※直近の実績（H31.2月時点）：89.25%、平成29年度実績：89.80%

行動計画

- 保険証早期回収のため日本年金機構が行う催告に返信用封筒を同封する。また日本年金機構から回送される被保険者証回収不能届により電話番号が把握できる対象者への電話催告を実施する。
- 事業所及び加入者に対して、喪失届への保険証添付の徹底と退職後の保険証使用は不可であることの周知を図る。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本年金機構が実施する催告への返信用封筒の同封と電話催告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
日本年金機構での資格喪失処理後2週間以内の一次催告の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チラシやHP等による広報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健保委員研修会、算定基礎届事務講習会等を活用した周知			●			●						●
喪失後受診が多く発生している事業所への文書等による周知	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- ① 文書催告・電話催告・訪問催告等を確実に実施し、早期回収を図る。
- ② 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を債務者に周知し、保険者間調整のスキームを積極的に活用して回収に努める。
- ③ 法的手続（支払督促等）を積極的に推進し、債務名義を取得後も弁済しない者については強制執行を行い、回収を図る。
- ④ 弁護士と契約を結び、弁護士名での文書催告を継続実施する。
- ⑤ 交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- ① 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
※直近の実績（H31.2月時点）：44.19%、平成29年度実績：57.72%
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。
※直近の実績（H31.1月時点）：0.123%、平成29年度実績：0.120%

行動計画

- 保険者間調整を積極的に実施する。利用促進のチラシを調定時から全件封入する。また電話による利用勧奨を行う。
- 現年度債権については文書催告の回数を増やし、早期回収を図る。
- 弁護士名催告を実施し、早期回収を図る。
- 法的手続を積極的に推進し、債務名義取得後も弁済しない者については強制執行を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保険者間調整利用促進チラシの全件封入と利用促進の電話勧奨	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
現年度発生債権への短期間・複数回の文書催告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
契約弁護士名による納付催告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法的手続の実施と債務名義取得後、未弁済者に対する強制執行の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 協会けんぽ独自で実施している医療機関窓口でのオンライン資格確認業務について、引き続き利用率の向上を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- 現行のオンライン資格確認システムについて、U S Bを配布した医療機関における利用率を43.3%以上とする。

※直近の実績（H30.1月時点）：21.8%、平成29年度実績：24.0%

行動計画

- 医療機関窓口でのオンライン資格確認の利用率向上を図るため、実施医療機関に対し好事例等を展開する。
- 一定期間利用のない医療機関に電話・文書・訪問による利用勧奨を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
好事例等の展開				●								
電話による勧奨			●						●			
文書による勧奨							●					
訪問による勧奨												

(2) 戦略的保険者機能について

【運営方針】

事業主と連携し、加入者の健康の維持・増進を図るほか、地域医療構想の実現に向けて、客観的データ（エビデンス）に基づく効果的な意見発信を行う。また、保険者機能強化アクションプランや保健事業実施計画（データヘルス計画）の取組を着実に実施する。

【重点事項】

企画総務・保健 グループ

➤ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 【(2)-3<P6>】

➤ i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【(2)-3-i<P6>】

保健 グループ

➤ ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応 【(2)-3-ii<P8>】

➤ iii) 重症化予防対策の推進 【(2)-3-iii<P9>】

➤ iv) コラボヘルスの推進 【(2)-3-iv<P10>】

➤ 事業所単位での健康・医療データの提供 【(2)-1<P6>】

➤ 加入者の健康増進に向けた取組 【(2)-2<P6>】

企画総務 グループ

➤ ①広報活動を通じた加入者等の理解促進 【(2)-4-①<P10>】

➤ ②健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【(2)-4-②<P10>】

➤ ジェネリック医薬品の使用促進 【(2)-5<P11>】

➤ 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ 【(2)-6<P11>】

事業計画

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7歳から60歳以上に改善する。

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：388,733人）
 - ・生活習慣病予防健診実施率53.9%（実施見込者数：209,515人）、事業者健診データ取得率 6.0%（取得見込者数：23,324人）
- 被扶養者（受診対象者数：104,561人）
 - ・特定健康診査実施率25.0%（実施見込者数：26,140人）

【健診受診率合計】健診実施対象者数：493,294人 実施率：52.5%（実施見込者数：258,979人）

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

- 被保険者（受診対象者数：47,033人）
 - ・特定保健指導実施率 17.2%（実施見込者数：8,100人）
（内訳）協会保健師実施分 7.2%（実施見込者数：3,400人）、アウトソーシング分 10.0%（実施見込者数：4,700人）
- 被扶養者（受診対象者数：2,248人）
 - ・特定保健指導実施率8.0%（実施見込者数：179人）

【特定保健指導実施率合計】特定保健指導対象者数：49,281人 実施率：16.8%（実施見込者数：8,279人）

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,377 人

iv) コラボヘルスの推進

- 健康経営の普及促進
- 健康な職場づくり事業の実施

事業計画

● 健診の受診勧奨

<被保険者>

- ①平成31年及び平成32年に生活習慣病予防健診（35歳）及び特定健診（40歳）の対象となる加入者に対してDMによる受診勧奨を実施。
- ②年度途中で加入した新規適用事業所に対するDM送付、電話勧奨及び未受診事業所に対する電話勧奨を民間事業者への外部委託により実施。
- ③生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対する電話又はDM送付後の訪問勧奨を健診実施機関等への委託により実施。
- ④検診車を保有する健診機関へ働きかけを強化し、健診機関の少ない地域における健診会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。
- ⑤年度途中で加入した任意継続被保険者及び被扶養者に対し、DMによる受診勧奨を実施。
- ⑥事業者健診データの取得勧奨や作成業務を健診機関及び民間事業者への外部委託により実施。
- ⑦関係団体（社会保険労務士会等）への事業者健診データ取得勧奨業務委託の実施。
- ⑧健診推進経費を活用した生活習慣病予防健診受診率及び事業者健診データ取得率向上の取組の強化。

<被扶養者>

- ①受診券を被保険者の住所へ直接送付。
- ②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診DMによる受診勧奨を実施。
- ③オプション健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診を実施。
- ④集団健診が可能な健診機関への働きかけを強化し、集団健診会場の少ない地域における会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。
- ⑤市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施。
- ⑥平成30年度の実施結果分析を踏まえたGISと経年的な受診状況を活用した受診勧奨を実施。
- ⑦事業主と支部長の連名文書による受診勧奨を外部委託により実施。

KPI（重要業績評価指標）

- ①生活習慣病予防健診実施率を53.9%以上とする。
※直近の実績（H31.2月時点）：39.8%、平成29年度実績：50.5%
- ②事業者健診データ取得率を6.0%以上とする。
※直近の実績（H31.2月時点）：3.3%、平成29年度実績：6.1%

行 動 計 画

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

実施項目＜被保険者の健診＞	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①平成31年及び平成32年に生活習慣病予防健診（35歳）及び特定健診（40歳）の対象となる加入者に対してDMによる受診勧奨を実施。◀新規▶							●	●	●	●	●	●
②年度途中で加入した新規適用事業所に対するDM送付、電話勧奨及び未受診事業所に対する電話勧奨を民間事業者への外部委託により実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対する電話又はDM送付後の訪問勧奨を健診実施機関等への委託により実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
④検診車を保有する健診機関へ働きかけを強化し、健診機関の少ない地域における健診会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤年度途中で加入した任意継続被保険者及び被扶養者に対し、DMによる受診勧奨を実施。			●	●	●	●	●	●	●	●		
⑥事業者健診データの取得勧奨や作成業務を健診機関及び民間事業者への外部委託により実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑦関係団体（社会保険労務士会等）への事業者健診データ取得勧奨業務委託の実施。							●	●	●	●	●	●
⑧健診推進経費を活用した生活習慣病予防健診受診率及び事業者健診データ取得率向上の取組の強化。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

KPI（重要業績評価指標）

③被扶養者の特定健診受診率を25.0%以上とする。

※直近の実績（H31.2月時点）：14.8%、平成29年度実績：20.4%

行動計画

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

実施項目＜被扶養者の健診＞	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①受診券を被保険者の住所へ直接送付。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
②集団健診の実施地区に在住する被扶養者に対して、集団健診DMによる受診勧奨を実施。		●	●	●								
③オプション健診や個人負担の検査項目の追加等を提案した協会けんぽ主催の集団健診を実施。						●	●	●	●	●	●	●
④集団健診が可能な健診機関への働きかけを強化し、集団健診会場の少ない地域における会場の増設を図ることにより受診機会を増加させる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤市町村が実施する特定健診やがん検診との同時実施。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
⑥平成30年度の実施結果分析を踏まえたGISと経年的な受診状況を活用した受診勧奨を実施。					●	●	●	●	●	●		
⑦事業主と支部長の連名文書による受診勧奨を外部委託により実施。◀新規▶	●	●	●	●								

事業計画

● 保健指導の受診勧奨対策

＜被保険者＞

- ① 特定保健指導の実施機関の拡充及び民間事業者への外部委託の強化。
- ② 当日保健指導の実施機関の拡充。
- ③ 特定保健指導実施機関に対するサポートのノウハウ集作成。
- ④ 上記、③のノウハウ集を活用した保健指導実施機関での対象者全員に対する保健指導実施に向けた協働事業の推進。

＜被扶養者＞

- ① 利用券を被扶養者の住所へ直接送付。
- ② 集団方式での健診と特定保健指導をセットで外部委託する保健指導の実施。
- ③ 外部委託特定保健指導実施機関の拡充。

➤ ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応②

【保健グループ】

【インセンティブ制度評価指標関連事項】

KPI（重要業績評価指標）

特定保健指導の実施率を16.8%以上とする。

※直近の実績（H31.2月時点）：18.3%、平成29年度実績：13.5%

行 動 計 画

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

実施項目＜被保険者の特定保健指導＞	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①特定保健指導の実施機関の拡充及び民間事業者への外部委託の強化。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②当日保健指導の実施機関の拡充。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③特定保健指導実施機関に対するサポートのノウハウ集作成。◀新規▶	●	●	●	●								
④上記、③のノウハウ集を活用した保健指導実施機関での対象者全員に対する保健指導実施に向けた協働事業の推進。◀新規▶				●	●	●	●	●	●	●	●	●
実施項目＜被扶養者の特定保健指導＞	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①利用券を被扶養者の住所へ直接送付。	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
②集団方式での健診と特定保健指導をセットで外部委託する保健指導の実施。							●	●	●	●	●	●
③外部委託特定保健指導実施機関の拡充。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

● 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,377 人

- ①重症の可能性の高い方に対し本部からの一次勧奨後に支部から二次勧奨を実施。（外部委託も検討する。）
- ②船橋市医師会と連携し慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を実施。
- ③被扶養者の受診者リストを基に二次勧奨域である者に対して文書勧奨を実施。
- ④被保険者の一次勧奨予備群及び被扶養者の一次・二次勧奨予備群等へ健康意識のお知らせ送付を実施。

● 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ①千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムのスキームに則った取組を実施。
- ②健診実施機関及び腎臓専門医療機関と連携し、初期糖尿病患者に対する取り組みを継続的に実施。

KPI（重要業績評価指標）

受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0 %以上とする。

※直近の実績（H31.2月時点）：9.4%、平成29年度実績：10.2%

行 動 計 画

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの推進」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

実施項目 <未治療者に対する受診勧奨>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①重症の可能性の高い方に対し本部からの一次勧奨後に支部から二次勧奨を実施。（外部委託も検討する。）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②船橋市医師会と連携し慢性腎不全（CKD）の疑いのある者に対し医療機関の受診勧奨を実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③被扶養者の受診者リストを基に二次勧奨域である者に対して文書勧奨を実施。◀新規▶					●	●	●	●	●	●	●	●
④被保険者の一次勧奨予備群及び被扶養者の一次・二次勧奨予備群等へ健康意識のお知らせ送付を実施。◀新規▶					●	●	●	●	●	●	●	●
実施項目 <糖尿病性腎症に係る重症化予防事業>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムのスキームに則った取組を実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
②健診実施機関及び腎臓専門医療機関と連携し、初期糖尿病患者に対する取り組みを継続的に実施。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

● 健康経営の普及促進

- ・ 事業主に対して従業員の健康度を見える化した事業所カルテを継続的に作成・配布し、事業所の健康課題を把握いただくことで、効果的な健康経営の普及促進を図る。
- ・ 健康経営の普及促進に向けて、健康保険組合や経済団体と連携した取組を実施する。

● 健康な職場づくり事業の実施

- ・ 支部職員が事業所訪問を行うことにより、健康経営の第1歩となる、健康な職場づくり宣言を行っていただく事業所数の拡大や健康意識の醸成を図り、事業所における健康づくりの取組や協会の保健事業を推進する。
- ・ 健康な職場づくり宣言を行った事業所に対する協会けんぽからのフォローアップの取組の強化を図る。具体的には、健康課題把握のための事業所カルテの継続的な送付、広報誌「健康Times」による健康情報の提供、禁煙セミナー、呼気一酸化炭素濃度測定、従業員の被扶養者への禁煙おすすすめ通知等の禁煙支援、運動やメンタルヘルス支援を目的とした出張健康づくりセミナーなど既存の取組に加え、事業所が行っている健康づくりの取組を集めた事例集の作成や歯科健診の実施のほか、千葉県や関係団体と連携した新たな認証制度創設の提案等、新たな取組を検討する。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行 動 計 画

- 事業所の健康づくりの第1歩となる健康な職場づくり宣言実施事業所の拡大を図る。
- 健康な職場づくり宣言を実施した事業所に対する健康づくり事業のフォローアップの強化を図る。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
健康宣言事業所に対する事業所カルテの一斉発送及び更新作業		●								更新作業		
関係団体と連携した広報の実施及び健康づくりセミナーの開催						●	実施時期は検討中					
健康な職場づくり宣言事業所の拡大に向けた事業所訪問の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健康宣言事業所に対するフォローアップの継続実施（出張健康セミナー、禁煙セミナー、広報紙の送付等）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健康づくり取組事例集の配布<<新規>>					●							
歯科健診の実施<<新規>>						●	●	●	●	●	●	●
千葉県や関係団体等連携した認証制度創設等、新たな取組の提案	随時実施											
事業所の健康課題に応じたオーダーメイド型取組の実施	随時実施											
禁煙啓発リーフレットの配布<<新規>>			●									

事業計画

- 事業主に対して従業員の健康度が見える化した事業所カルテを継続的に作成・配布し、事業所の健康課題を把握いただくことで、効果的な健康経営の普及促進を図る。【再掲】

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 事業所カルテのプレスリリースを行うことで、健康経営の普及を図る。
- 健康な職場づくり宣言実施事業所に対して、事業所カルテを継続的に送付する。
- 事業所カルテに収録されているデータについて年度の確定版が本部より提供された時点で更新作業を随時行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業所カルテのプレスリリース	●											
【再掲】健康宣言事業所に対する事業所カルテの一斉発送		●										
【再掲】事業所カルテの更新										← 更新作業 →		

事業計画

- 地方自治体や関係団体と共同で加入者の健康増進に向けた取組や各種広報を行う。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 加入者や事業所の健康づくりに向けて地方自治体や関係団体と連携した広報を実施する。
- 地方自治体や関係団体と連携した健康づくりに関するセミナーを実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【再掲】連携した広報の実施						●						
【再掲】健康づくりに関するセミナーの実施							← 実施時期は検討中 →					

事業計画

- 医療保険制度の持続可能性を維持するための医療保険制度の財政状況や健康診断の受診等を通じた個人の健康維持の必要性について、加入者や事業主の皆様理解いただくために、各種広報チラシ、ホームページやメールマガジンなどを通じた分かりやすくタイムリーな情報発信を引き続き実施する。
- また、マスメディアやSNSを活用した広報など、新たな広報を実施することで協会の事業運営に関する加入者や事業主の皆様の更なる理解促進を図る。
- 県・市町村や関係団体との連携を行うことでより効果的な広報の実施に努める。また、医療資源が公共性を有するものであり有限であること、医療機関への上手なかかり方等を周知広報することで、加入者の皆様の適切な受療行動の促進を図る。

KPI（重要業績評価指標）

広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ※平成30年度実績：36.2%、平成29年度実績：35.9%

行動計画

- 協会の事業運営に対する加入者や事業主の理解率を高めるため、各種チラシのデザイン・構成を外部委託するほか、ホームページの充実、SNSやWEBを活用した新たな広報を実施する。
- 広報の実施に当たっては、県・市町村や関係団体と連携することで、より効果的な広報となるよう努める。また、医療機関への上手なかかり方等、適切な受療行動を促進することで、医療費の適正化を図る。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支部内に設置している広報委員会（年2回開催）において、広報計画や内容の検討を行う。						●					●	
納入告知書同封チラシ等の広報紙やホームページ、メールマガジン等で分かりやすくタイムリーな情報発信を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
健康保険の事務手続き冊子（改定）、季節に応じた協会の取組を適切に広報するための卓上カレンダー、医療費適正化に向けたポスターを作成、配布する。◀一部新規▶			● 事務手続き冊子				● ポスター		● 卓上カレンダー			
ツイッター等のSNSやWEBバナー広告を活用して、協会の取組をダイレクトに加入者にお知らせする。◀新規▶								●	●	●	●	●



事業計画

- 加入者にとって身近な存在となる健康保険委員の委嘱拡大を積極的に進めるとともに、研修会の開催や広報紙を通じた情報提供を充実させ、健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- 全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を27.0%以上とする。
※直近の実績（H30.12月時点）：19.56%、平成29年度実績：19.0%

行動計画

- 健康保険委員の委嘱拡大を進めるため新規適用事業所や既存事業所に対し、委嘱勧奨を行う。
- 納入告知書同封チラシによる健康保険委員の委嘱勧奨を行う。
- 健康保険制度や健康づくりに関する理解促進を図るため、定期的な広報紙の発行、研修会の開催を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規適用事業所向け勧奨			●			●			●			●
既存事業所向け勧奨				●	●		●	●		●	●	
納入告知書同封チラシでの勧奨					●							
健康保険委員向け広報紙の発行	●			●			●			●		
研修会、表彰式の開催						●		●				●

事業計画

- 各地域のジェネリック医薬品の使用促進に係る阻害要因を数値化したジェネリックカルテ等の分析を行う。
- 上記分析結果を踏まえ、医療提供側への働きかけとして、個別の医療機関・調剤薬局を積極的に訪問するとともに、見える化ツールを活用し、効果的なアプローチを行う。
- また、加入者に対する働きかけとして、ジェネリック医薬品に関する理解を深めていただくため、公共交通機関やマスメディアを活用した広く訴求力のある広報を実施する。
- なお、各種取組の実施にあたっては千葉県、医師会、薬剤師会及び健康保険組合等と連携して進めていく。

KPI（重要業績評価指標）

- 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を79.5%（注）以上とする。

（注）平成31年度より集計方法が変更となるため、単純比較はできない。

※直近の実績（H30.11月時点）：78.2%、平成29年度実績：75.0%

・平成30年度まで……調剤レセのみ集計対象

・平成31年度から……医科、D P C、歯科、調剤レセプトを集計対象

行動計画

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進を図るため、8月と2月をジェネリック医薬品推進月間としてオール千葉で重点的に活動を行う。
- 関係団体と連携し、病院や薬局を対象とした働きかけの実施のほか、加入者に対する積極的な広報を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電車中吊り、新聞、ラジオ広告をはじめとした各種広報の実施<一部新規>					●						●	
薬局別ジェネリック医薬品使用割合通知の送付					●							
病院・薬局への訪問勧奨												
ジェネリック医薬品軽減額通知の発送（本部実施）					●						●	
後発医薬品安心使用促進協議会での意見発信		●			●							●

事業計画

- 千葉大学と共同で医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る。
- 協会の各種事業に資するため、保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、加入者の受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。
- 地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見発信を行う。また、加入者や事業主の皆様に向けた情報提供についても併せて実施する。

KPI（重要業績評価指標）

- ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整 会議への被用者保険者の参加率 1 0 0 %を維持する。
※平成30年度実績：100%、平成29年度実績：100%
- ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

行動計画

- 千葉支部における医療費の状況について分析を進め、地域の医療課題を明らかにしていく。
- 県等が主催する各種会議に参画し、被用者保険の保険者の立場から意見発信を行う。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
千葉支部における医療費分析の実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域医療構想調整会議等、県などが主催する会議において被用者保険の保険者の立場からの意見発信		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
加入者・事業主への情報提供								●				

(3) 組織・運営体制について

【運営方針】

保険者機能の基盤となる支部の組織体制について、標準人員に基づき、生産性の向上を見据えた、弾力的な人員配置の実施を適正に行うとともに、O J Tを中心に据えた各種研修の充実により、人材育成を図る。

【重点事項】

企画総務
グループ

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 【(3) -1 <P 1 3>】
- 人事評価制度の適正な運用 【(3) -2 <P 1 3>】
- O J Tを中心とした人材育成 【(3) -3 -ii <P 1 3>】
- 費用対効果を踏まえたコスト削減等 【(3) -4 <P 1 3>】
- コンプライアンス及びリスク管理の徹底進 【(3) -5 <P 1 4>】

事業計画

- 保険者機能の強化・発揮及び保健事業の更なる推進といった協会の方向性を実現するため、本部から示されている標準人員に基づき、適正な人員配置を行ったうえで企画・保健部門の人員体制の一層の充実を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 事業計画の達成に向けて下記項目を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
適正な人員配置の検証	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
本部との人事に関する意見交換		●										
人事異動（定期異動）	●						●					
職員調書等による本人からの今後の意向確認												●

事業計画

- 組織目標を意識して個人目標を設定し、評価期間中は上司が適切に 業務管理、業務指導を行い、評価段階では十分に内容を確認し、評価結果を適切にフィードバックし、処遇に反映させることにより職員のモチベーションの向上に繋げる。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 事業計画の達成に向けて下記項目を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上司による業務管理、業務指導	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
目標設定・フィードバック面談後の個人目標の確定	●						●					
人事評価（一次・二次・最終）	● 前年度下期						●					
最終評価結果通知			● 前年度下期						●			

事業計画

- OJTを中心としつつ、効果的にOff-JTや各種研修と組み合わせることで組織基盤の底上げを図り、主体的かつ自主的に業務遂行する自己管理意識の高い人材の育成に努める。
- また、ふたつのホケン（医療保険と保健・医療）のプロフェッショナルである職員を育成するため、業務部門と企画・保健部門間における人事異動を柔軟且つ計画的に行い、成長意欲を醸成できる環境を整備する。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 事業計画の達成に向けて下記項目を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入職員支部内研修	●	●	●	●	●	●		●	●	●		
ハラスメント防止研修（必須）								●				
情報セキュリティ研修（必須）							●	●				
個人情報保護研修（必須）											●	
コンプライアンス研修（必須）											●	
メンタルヘルス研修（必須）												●
ビジネススキル研修（必須）						●						
働く力を伸ばす研修（独自）					●							
協会の価値を知る研修（独自）					●							
通信教育									●	●	●	●
人事異動（定期異動）	●						●					

事業計画

- 調達における競争性を高めるため、一者応札となった案件については、真に競争性が確保されているか、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛け等による検証を実施し、一者応札案件の減少に努める。

KPI（重要業績評価指標）

- 一般競争入札に占める一社応札案件の割合について、対前年度以下とする。
※平成30年度実績：10.0%、平成29年度実績：37.5%

行動計画

- 事業計画の達成に向けて下記項目を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公告後における業者への声掛け	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
業者に対するアンケート調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アンケート回答後の事業グループへのフィードバック	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業計画

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、朝礼や職員研修等を通じてその徹底を図る。また、個人情報保護や情報セキュリティについて、各種規程を遵守するとともに各種ファイルが適切に管理されているか毎月点検するなど、リスク管理体制の徹底を図る。

KPI（重要業績評価指標）

- 設定なし

行動計画

- 事業計画の達成に向けて下記項目を実施する。

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
朝礼での「行動規範」や「コンプライアンスマニュアル」の復唱	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
P C内個人情報点検及び使用目的が終了したファイルの削除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
情報セキュリティ研修							●	●				
個人情報保護・コンプライアンス研修											●	
個人情報保護管理委員会及びコンプライアンス委員会の開催		●						●				
自主点検の実施		●						●				

千葉支部の基礎データ

適用関係

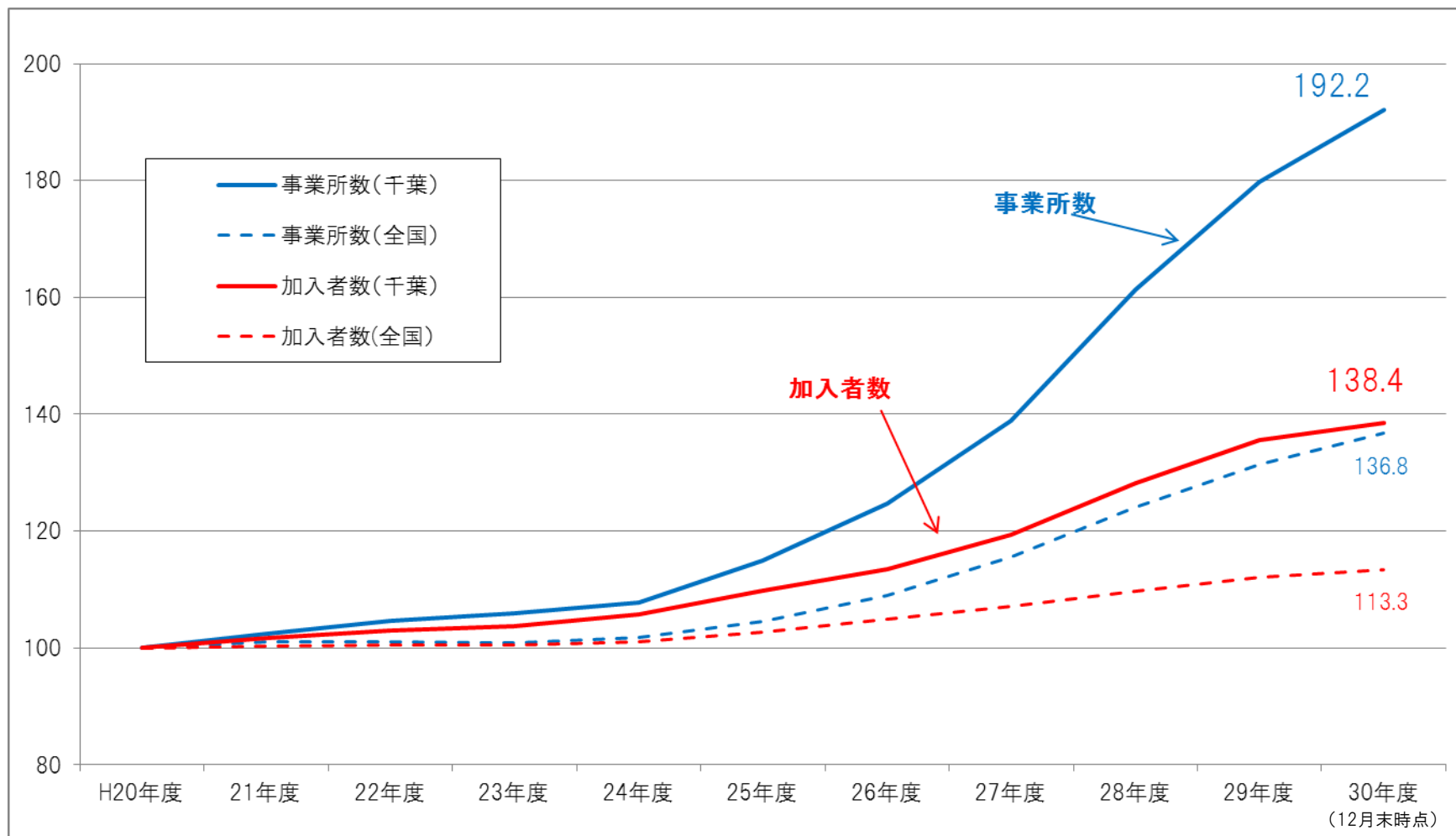
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (H30.12末時点)	H20からの増減率
①適用事業所	千葉	38,313 -	39,213 < 102.3% >	40,068 < 102.2% >	40,604 < 101.3% >	41,291 < 101.7% >	44,056 < 106.7% >	47,763 < 108.4% >	53,202 < 111.4% >	61,780 < 116.1% >	68,835 < 111.4% >	73,626 < 107.0% >	192.2%
	全国	1,607,489 -	1,624,549 < 101.1% >	1,622,704 < 99.9% >	1,621,100 < 99.9% >	1,636,155 < 100.9% >	1,680,537 < 102.7% >	1,749,928 < 104.1% >	1,858,887 < 106.2% >	1,994,022 < 107.3% >	2,113,359 < 106.0% >	2,199,539 < 104.1% >	136.8%
②加入者数：人 (③被保険者数＋④被扶養者数)	千葉	697,238 -	708,505 < 101.6% >	717,839 < 101.3% >	723,836 < 100.8% >	738,095 < 102.0% >	766,355 < 103.8% >	791,889 < 103.3% >	833,565 < 105.3% >	894,424 < 107.3% >	946,852 < 105.9% >	966,522 < 102.1% >	138.6%
	全国	34,722,000 -	34,846,000 < 100.4% >	34,863,000 < 100.0% >	34,876,841 < 100.0% >	35,103,411 < 100.6% >	35,643,348 < 101.5% >	36,392,457 < 102.1% >	37,164,935 < 102.1% >	38,071,205 < 102.4% >	38,929,641 < 102.3% >	39,340,804 < 101.1% >	113.3%
	③被保険者数：人	千葉	401,181 -	405,892 < 101.2% >	412,226 < 101.6% >	415,839 < 100.9% >	425,522 < 102.3% >	443,885 < 104.3% >	460,476 < 103.7% >	489,541 < 106.3% >	532,834 < 108.8% >	570,693 < 107.1% >	147.0%
		全国	19,495,640 -	19,517,489 < 100.1% >	19,580,094 < 100.3% >	19,630,946 < 100.3% >	19,871,327 < 101.2% >	20,303,177 < 102.2% >	20,901,905 < 102.9% >	21,577,484 < 103.2% >	22,428,161 < 103.9% >	23,203,471 < 103.5% >	121.9%
	④被扶養者数：人	千葉	296,057 -	302,613 < 102.2% >	305,613 < 101.0% >	307,997 < 100.8% >	312,573 < 101.5% >	322,470 < 103.2% >	331,413 < 102.8% >	344,024 < 103.8% >	361,590 < 105.1% >	376,159 < 104.0% >	127.2%
		全国	15,209,738 -	15,311,000 < 100.7% >	15,265,246 < 99.7% >	15,245,895 < 99.9% >	15,232,084 < 99.9% >	15,340,171 < 100.7% >	15,490,552 < 101.0% >	15,587,451 < 100.6% >	15,643,044 < 100.4% >	15,726,170 < 100.5% >	102.4%
⑤標準報酬月額：円	千葉	299,884 -	291,828 < 97.3% >	289,589 < 99.2% >	287,465 < 99.3% >	289,511 < 100.7% >	290,531 < 100.4% >	295,326 < 101.7% >	298,098 < 100.9% >	300,366 < 100.8% >	302,437 < 100.7% >	306,238 < 101.3% >	102.1%
	全国	285,384 -	276,892 < 97.0% >	276,392 < 99.8% >	275,151 < 99.6% >	276,414 < 100.5% >	277,116 < 100.3% >	279,789 < 101.0% >	282,001 < 100.8% >	284,285 < 100.8% >	287,218 < 101.0% >	290,764 < 101.2% >	101.9%

(注1) 出典：H20～29は事業年報（各年度末現在の数値）。H30は協会けんぽ月報。

(注2) < > 内は対前年度の伸び率。

(注3) 日雇い加入者は除く。

事業所数・加入者数等の推移（指数）

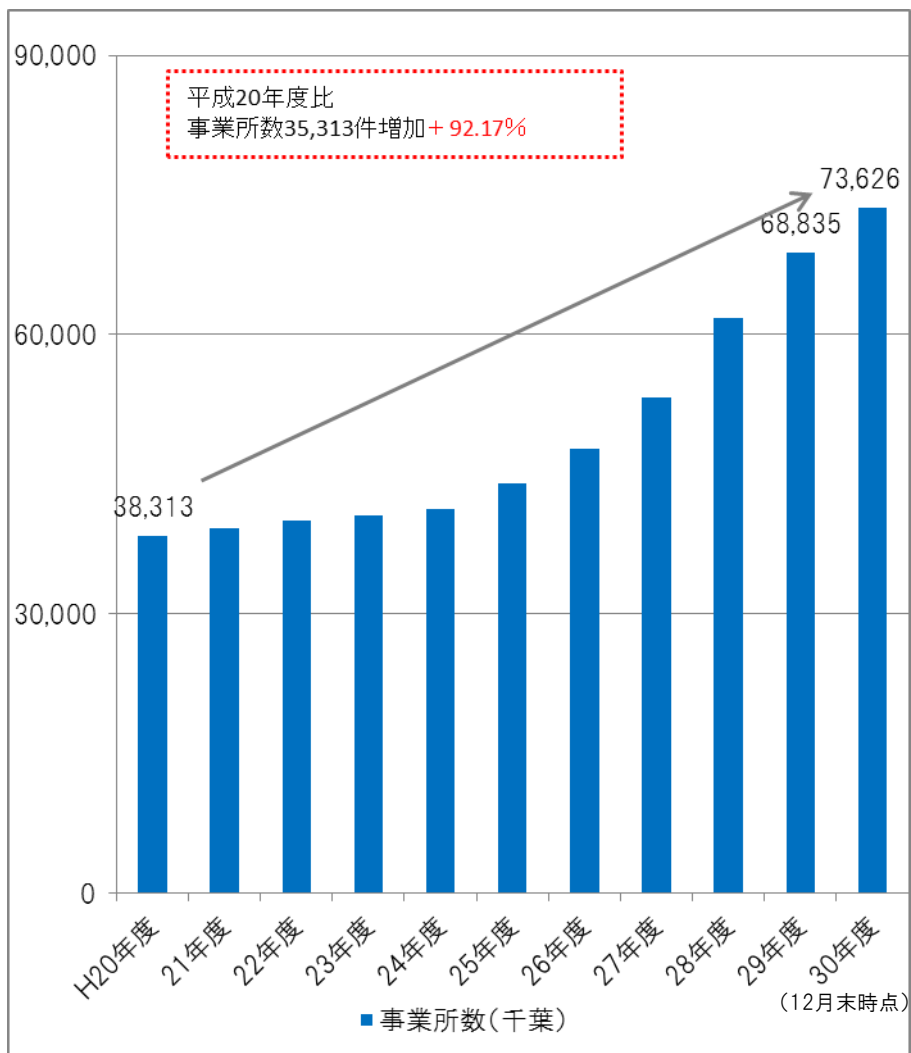


(注1) 平成20年度末における事業所数、加入者数をそれぞれ100とし、その後の推移を指数で示したもの。

(注2) 出典：H20～29は事業年報（各年度末現在の数値）。H30は協会けんぽ月報。

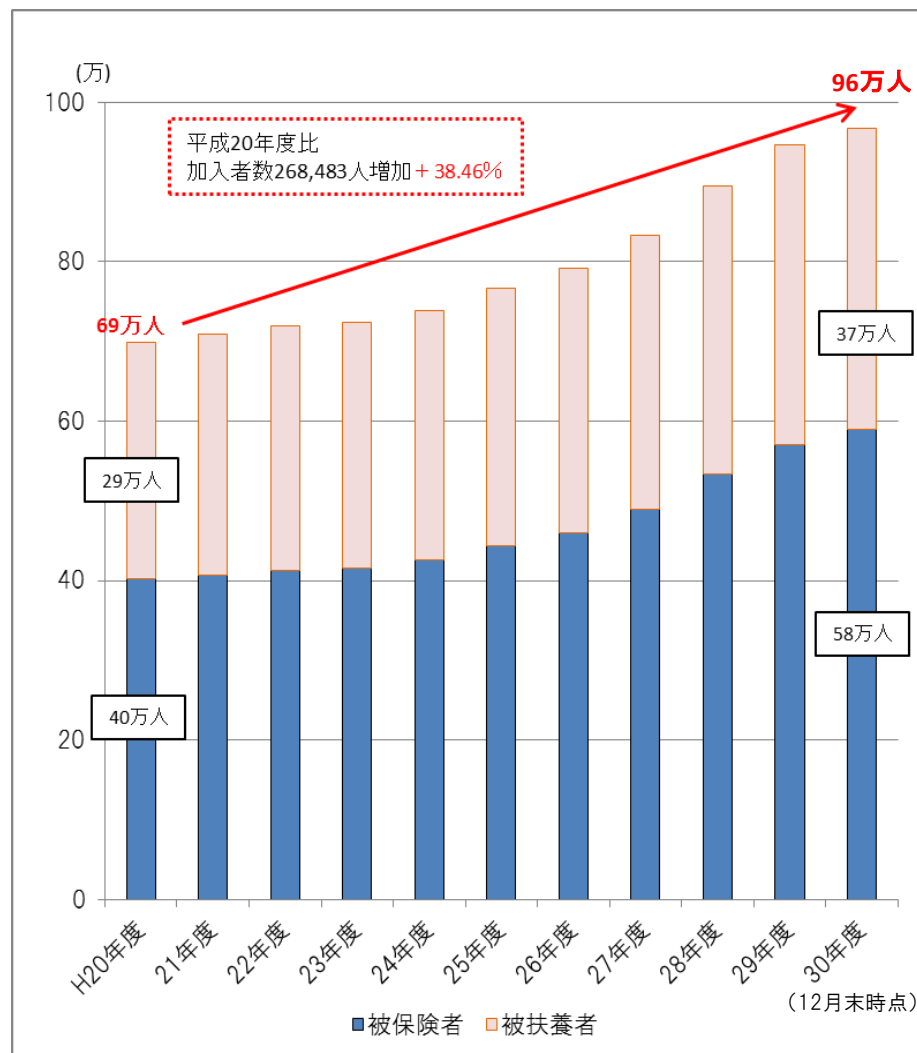
(注3) 日雇い加入者は除く。

事業所数の推移



(注1) 出典: H20～29は事業年報(各年度末現在の数値)。H30は協会けんぽ月報。
(注2) 日雇い加入者は除く。

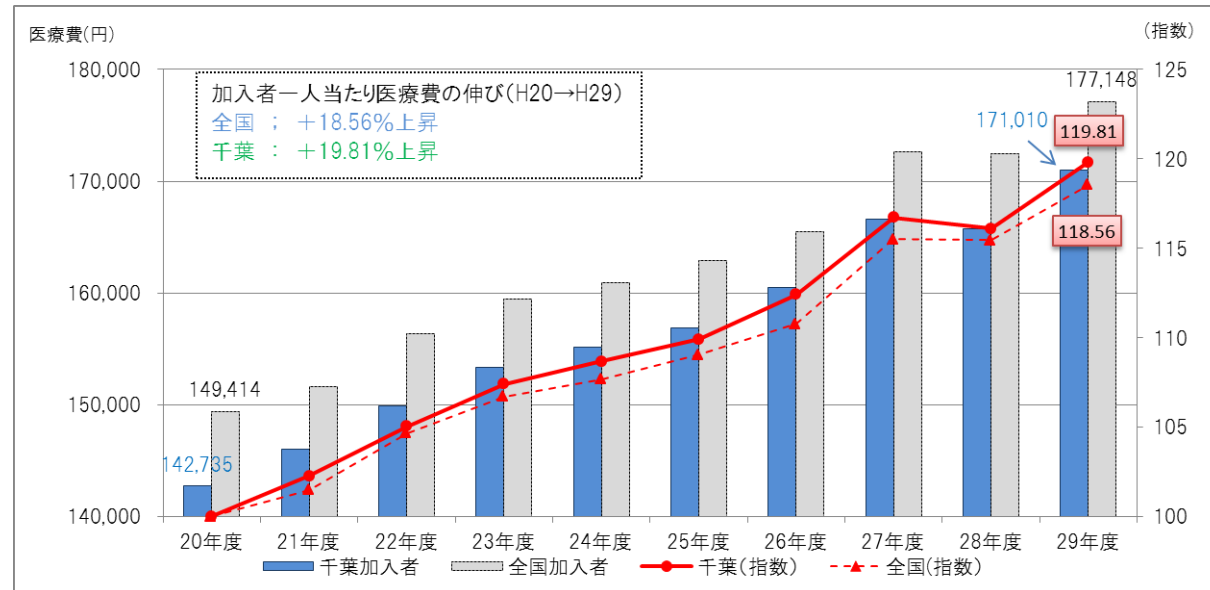
加入者数の推移



(注1) 出典: H20～29は事業年報(各年度末現在の数値)。H30は協会けんぽ月報。
(注2) 日雇い加入者は除く。

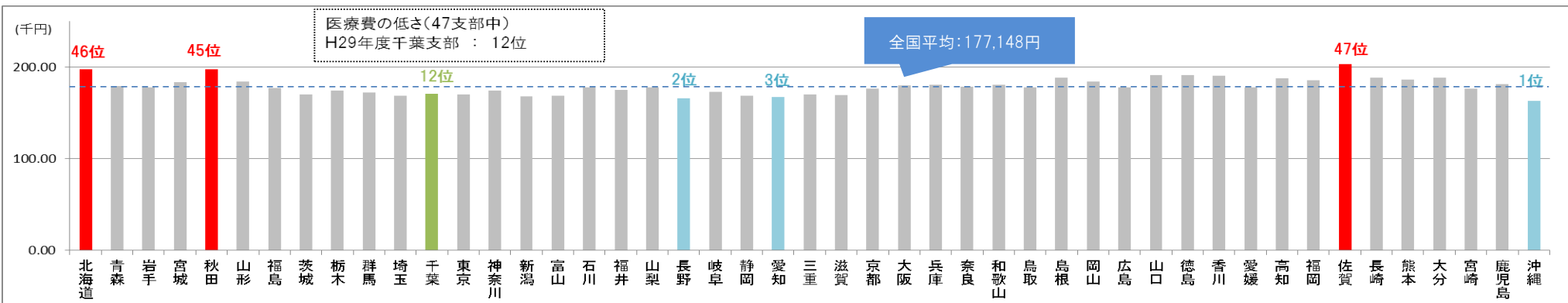
加入者一人当たり医療費

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
千葉	142,735	145,992	149,919	153,330	155,135	156,897	160,471	166,599	165,726	171,010
(対前年度伸び率)	-	102.3%	102.7%	102.3%	101.2%	101.1%	102.3%	103.8%	99.5%	103.2%
全国	149,414	151,633	156,368	159,460	160,885	162,942	165,500	172,599	172,497	177,148
(対前年度伸び率)	-	101.5%	103.1%	102.0%	100.9%	101.3%	101.6%	104.3%	99.9%	102.7%



- (注1) 出典: H20～29は事業年報。
医療費計÷加入者数で算出。
- (注2) 指数については、平成20年度末における
加入者一人当たり医療費を100とし、
その後の推移を示したものの。
- (注3) 日雇い加入者は除く。

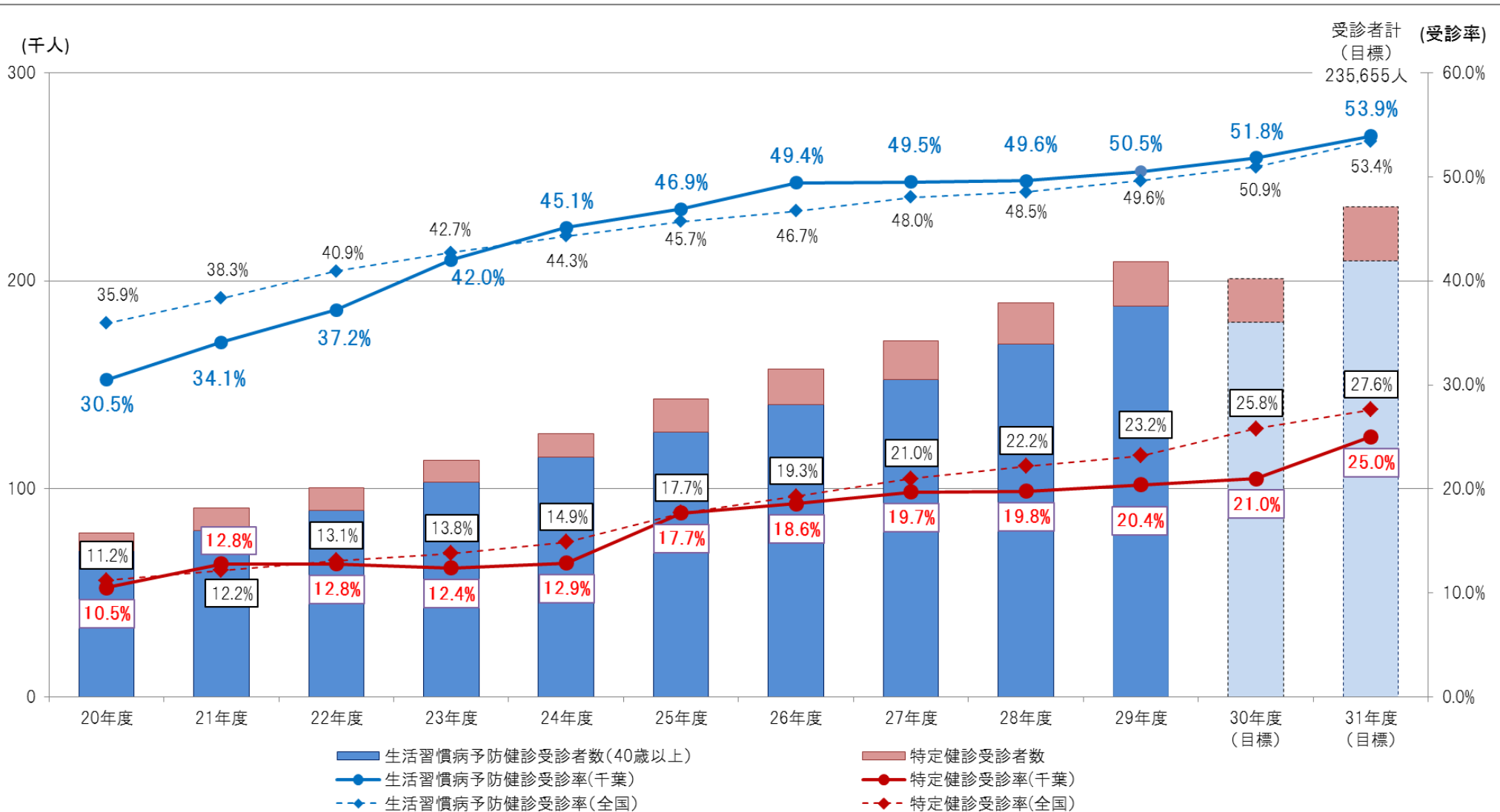
<参考> 都道府県別加入者一人当たり医療費(H29年度)



(注1) 出典: H20～29は事業年報。医療費計÷加入者数で算出。

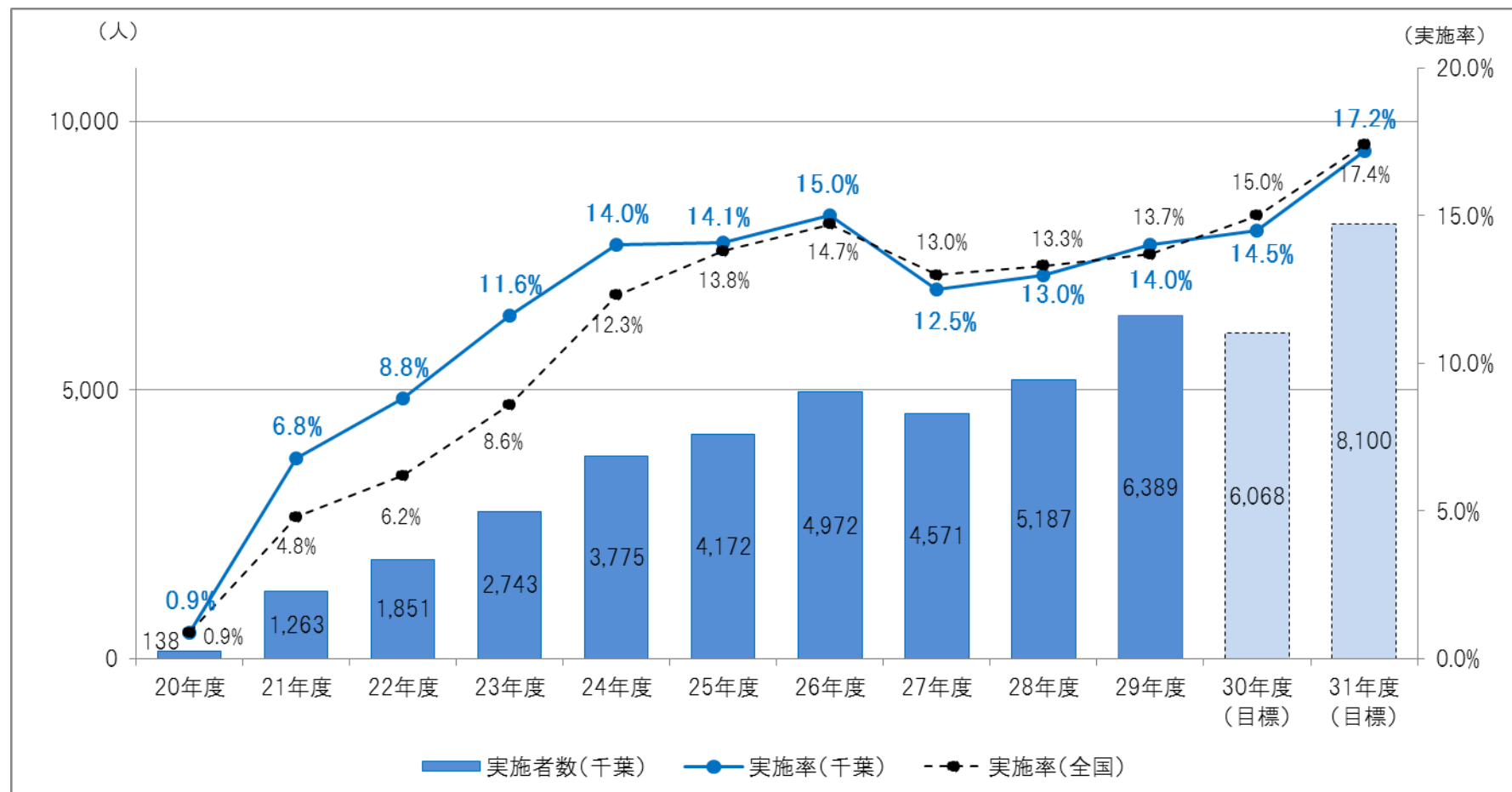
(注2) 日雇い加入者は除く。

生活習慣病予防健診・特定健診の実施率の推移



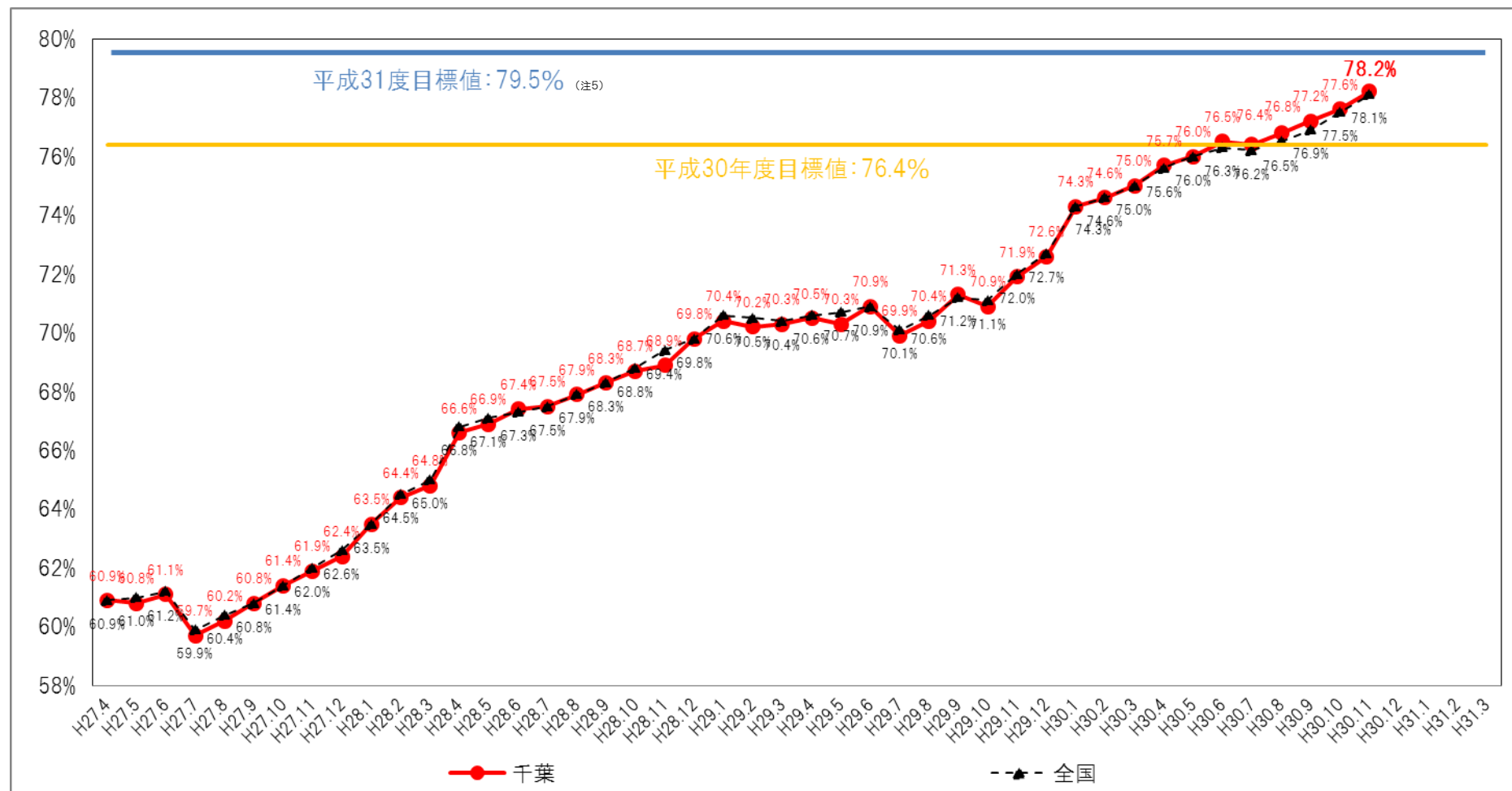
(注1) 出典: H20～29は事業年報。

特定保健指導（被保険者）の実施率の推移



(注1) 出典：H20.22～29は事業年報。H21は事業報告書。

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）の推移



(注1) 出典: ジェネリック月報。

(注2) 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)。

(注3) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

(注4) [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

(注5) 平成31年度より調剤レセプトに加え、医科、DPC、歯科レセプトも含めた使用割合で算出することとなるため単純に現在の使用割合と比較することはできない。

《参考》平成30年6月の千葉支部及び全国の使用割合: 現在の算出方法... 76.5%[千葉]、76.3%[全国]、変更後の算出方法... 73.9%[千葉] 73.2%[全国]

主な現金給付の件数および給付費の推移

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高額療養費	件数	11,932 < - >	12,651 < 106.0% >	15,093 < 119.3% >	13,620 < 90.2% >	12,811 < 94.1% >	12,853 < 100.3% >	12,086 < 94.0% >	9,826 < 81.3% >	9,555 < 97.2% >	14,746 < 154.3% >	集計中 < - >
	金額 (百万円)	1,063 < - >	1,059 < 99.6% >	1,091 < 103.0% >	977 < 89.5% >	833 < 85.2% >	749 < 90.0% >	720 < 96.1% >	598 < 83.1% >	578 < 96.6% >	687 < 118.9% >	集計中 < - >
傷病手当金	件数	16,819 < - >	19,025 < 113.1% >	19,237 < 101.1% >	18,715 < 97.3% >	19,635 < 104.9% >	19,960 < 101.7% >	21,338 < 106.9% >	20,842 < 97.7% >	25,177 < 120.8% >	26,492 < 105.2% >	集計中 < - >
	金額 (百万円)	3,400 < - >	3,775 < 111.0% >	3,626 < 96.1% >	3,586 < 98.9% >	3,721 < 103.8% >	3,719 < 99.9% >	3,958 < 106.4% >	4,044 < 102.2% >	4,660 < 115.2% >	5,140 < 110.3% >	集計中 < - >
出産手当金	件数	1,534 < - >	1,664 < 108.5% >	1,773 < 106.6% >	1,902 < 107.3% >	1,952 < 102.6% >	2,157 < 110.5% >	2,329 < 108.0% >	2,775 < 119.1% >	3,365 < 121.3% >	2,974 < 88.4% >	集計中 < - >
	金額 (百万円)	689 < - >	731 < 106.1% >	756 < 103.4% >	811 < 107.3% >	854 < 105.3% >	931 < 109.0% >	1,007 < 108.1% >	1,221 < 121.3% >	1,225 < 100.3% >	1,285 < 104.9% >	集計中 < - >
出産育児一時金	件数	8,115 < - >	7,499 < 92.4% >	7,789 < 103.9% >	7,972 < 102.3% >	7,746 < 97.2% >	7,913 < 102.2% >	8,091 < 102.2% >	8,042 < 99.4% >	8,322 < 103.5% >	8,322 < 100.0% >	集計中 < - >
	金額 (百万円)	2,822 < - >	2,961 < 104.9% >	3,265 < 110.3% >	3,343 < 102.4% >	3,247 < 97.1% >	3,318 < 102.2% >	3,394 < 102.3% >	3,375 < 99.4% >	3,493 < 103.5% >	3,493 < 100.0% >	集計中 < - >
療養費(柔道整復療養費)	件数	211,428 < - >	224,865 < 106.4% >	238,088 < 105.9% >	249,119 < 104.6% >	264,489 < 106.2% >	270,008 < 102.1% >	282,717 < 104.7% >	299,524 < 105.9% >	314,199 < 104.9% >	325,828 < 103.7% >	集計中 < - >
	金額 (百万円)	1,127 < - >	1,167 < 103.5% >	1,211 < 103.8% >	1,237 < 102.1% >	1,280 < 103.5% >	1,265 < 98.9% >	1,338 < 105.8% >	1,417 < 106.0% >	1,465 < 103.4% >	1,509 < 103.0% >	集計中 < - >

(注1) 出典：H20～29は事業年報(各年度合計の数値)。H30は集計中。

(注2) < > 内は対前年度の伸び率。

(注3) 日雇い加入者は除く。